

の と 鉄 道 株 式 会 社

定 款

昭和 6 2 年 4 月 3 0 日	制 定
昭和 6 3 年 6 月 2 9 日	一 部 変 更
平成 6 年 6 月 2 3 日	一 部 改 正
平成 8 年 6 月 2 7 日	一 部 改 正
平成 1 5 年 6 月 2 7 日	一 部 改 正
平成 1 7 年 6 月 2 7 日	一 部 改 正
平成 1 8 年 6 月 2 8 日	一 部 改 正
令和 2 年 6 月 3 0 日	一 部 改 正

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、のと鉄道株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鉄道事業
- (2) 旅行業
- (3) 駐車場業及び貸自動車業
- (4) 広告宣伝業
- (5) 損害保険代理業
- (6) 食堂及び喫茶店の経営
- (7) 食料品、清涼飲料品及び日用雑貨品の販売
- (8) 石川県特産の美術工芸品、農産物及び海産物の販売
- (9) 煙草、酒類、郵便切手及び収入印紙の販売
- (10) その他、前各号に関連付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を石川県鳳珠郡穴水町に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、北國新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第 7 条 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 普通株式 19,600株
- (2) 優先株式 400株

2 当社の発行する優先株式の内容については、次のとおりとする。

(1) 剰余金の配当

優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）は、普通株式を有する株主に優先して、1株につき5,000円を超えない範囲で剰余金の配当を受けることができる。

(2) 議決権

優先株主は、定時株主総会において議決権を有しない。ただし、剰余金の優先配当に係る議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会終結の時より、優先配当を受ける旨の決議のある時まで、議決権を有する。

(株券の発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 9 条 当会社の発行する株式は記名式とし、株券の種類は、1 株券、5 株券、10 株券、50 株券、100 株券及び1,000 株券の6種類とする。

2 前項のほか必要のあるときは、取締役会の決議により他の株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第 10 条 当会社の株式を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。

(株主の住所、氏名及び印鑑の届出)

第 11 条 当会社の株主、株式の登録株式質権者、及び信託財産の受託者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により住所、氏名及び印鑑を当会社に届出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 前項の届出を怠ったため生じた損害については、当会社はその責めを負わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株式名簿の基準日)

第 13 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使できる権利(基準日から3ヶ月以内に行使するものに限る。)の内容を定めた事項を公告しなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第 14 条 当会社の株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集者及び議長)

第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めのあるときを除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれをする。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主またはその法定代理人が代理人として議決権を行使しようとするときは、その代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 他の株主の代理人として、議決権を行使できる代理人は1名とする。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役、監査役、取締役会及び代表取締役

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当社の取締役は20名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第20条 取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれをする。

2 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に、監査役の任期は選任後4年以内に、終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもってこれを選定する。

2 当社に会長1名、社長1名、専務取締役1名及び常務取締役1名を置く。

3 会長、社長、専務取締役及び常務取締役は取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。

(取締役会)

第23条 取締役会は、特に法令又は定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

2 取締役会の業務執行は、取締役会規則の定めるところによる。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の召集通知)

第25条 取締役会の召集通知は各取締役及び監査役に会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法等)

第26条 取締役会の決議は当該事項の議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをする。

2 取締役会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した取締役及び監査役がこれを記名押印し、会社に保存する。

- 3 当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
- 4 取締役、監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（役員報酬等）

第27条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、これを区分して株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

（事業年度）

第28条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第29条 当社の剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主及び登録株式質権者にこれを支払う。

- 2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。なお、未払配当金については利息を支払わない。

第6章 附 則

（最初の営業年度）

第30条 当社の最初の営業年度は会社設立の日から昭和63年3月31日までとする。

（最初の取締役及び監査役の任期）

第31条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

（発起人の氏名及び住所）

第32条 当社の発起人の氏名及び住所は次のとおりである。

石川県金沢市広坂2丁目1番1号

石 川 県

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

輪 島 市

石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2

珠 洲 市

石川県鳳至郡穴水町字川島ラ174番地

穴 水 町

石川県鳳至郡門前町字走出6の69番地

門 前 町

石川県鳳至郡能都町字宇出津新1字197番1地

能都町

石川県鳳至郡柳田村字柳田仁部54番地

柳田村

石川県珠洲郡内浦町字松波13字75番地

内浦町

石川県金沢市尾山町9番13号

金沢商工会議所

石川県珠洲市飯田町1丁目1番地9

珠洲商工会議所

石川県鳳至郡穴水町字大町口の80番地

穴水町商工会

石川県鳳至郡能都町字宇出津卜字44番4

能都町商工会

石川県珠洲郡内浦町字松波口字25番地3

内浦町商工会

石川県金沢市古府町南8番1

石川県農業協同組合中央会